

選挙当日に投票所へ行けない方へ

不在者投票の流れ

～ 請求から投票まで～

出張・旅行・
入院・長期滞在などで
投票日に投票所へ
行けない方は、
不在者投票を
ご利用ください。



1 有権者 (あなた)



選挙当日に投票所へ行けない

仕事や旅行、入院、出産、長期出張・滞在などのため、
選挙当日に投票所へ行けない方が対象です。

2 不在者投票を 請求する



「宣誓書兼請求書」を記入し、 名簿登録地の選挙管理委員会へ提出します。

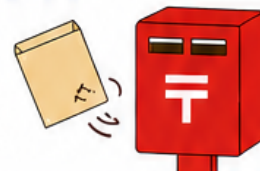
※郵送での提出も可能です。詳しくは**選挙管理委員会**へお問い合わせください。

3 登録地の 選挙管理 委員会

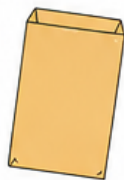


資格を確認し、投票用紙等を郵送します。

- ・不在者投票用の投票用紙
- ・投票用紙を入れる内封筒と外封筒
- ・不在者投票の説明書 など



4 投票用紙等 が届く



投票用紙等が届きます。



- ・不在者投票証明書が入った封筒は開封しないでください。
- ・自宅などで投票用紙に記入しないでください。

開封したり、記入した場合は投票できなくなります。

5 滞在地の 選挙管理 委員会へ



投票用紙等を持って、滞在地の選挙管理委員会へ行きます。

お住まいの市区町村以外の選挙管理委員会でも、不在者投票ができます。

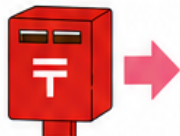
6 不在者投票を する



滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票を行います。

係員の指示に従い、投票用紙に記入し、
内封筒・外封筒に入れます。

7 滞在地の 選挙管理 委員会



滞在地の選挙管理委員会から、 登録地の選挙管理委員会へ郵送します。

投票した書類は、滞在地の選挙管理委員会から
登録地へ送られます。



ご注意
ください

- 不在者投票ができる期間は、選挙の公示(告示)日(または期日前投票開始日)以降です。
- 投票は、投票日までに届くよう、早めに請求・投票してください。
- 不在者投票の対象となる事由や手続きの詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

お問い合わせ

恩納村選挙管理委員会 ☎ 098-966-1259